

# 令和2年度 第12回 直江津区地域協議会

## 次 第

日時：令和2年12月15日（火）**18:00 - 19:30**

会場：レインボーセンター 多目的ホール

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 1 開 会            | <b>18:00 - 18:02</b> |
| 2 会長あいさつ         | <b>18:02 - 18:05</b> |
| 3 議 題            | <b>18:05 - 19:25</b> |
| 【報告事項】           |                      |
| ・ 公立保育園の民間移管について |                      |
| ・ 地域協議会会長会議について  |                      |
| 【自主的審議事項】        |                      |
| ・ 直江津まちづくり構想について |                      |
| 4 その他            | <b>19:25 - 19:30</b> |
| 5 閉 会            |                      |

## 公立保育園の民間移管について（進捗報告）

## 1 概要

令和4年4月に民間移管を予定している公立保育園4園（つちはし保育園、春日保育園、なおえつ保育園、さんわ保育園）の移管先事業者を令和2年3月に決定しました。

現在、移管に向けて保護者の皆様や移管先事業者との協議や調整などを行いながら引継ぎの準備を進めており、令和3年度は移管先事業者からの出向職員を迎え、公立園の職員と合同・引継保育を行います。

市では、園児や保護者の皆様への負担や不安が生じないように、民間移管までの間、移管後の運営内容等について、保護者の皆様との協議を継続して進めます。

## 2 進捗状況（令和2年度）

月	内 容
4月	○関係者調整会議の設置（保護者代表、移管先事業者、市の3者） ○移管先事業者との引継ぎに向けた協議の実施 ・今後のスケジュールなどを確認
5月	○第1回関係者調整会議開催 【なおえつ保育園】 ・会議の概要や今後の進め方について確認
6月	○移管先事業者による職員採用説明会の開催 ・公立保育園に勤務する全ての会計年度任用職員を対象に開催 ○直江津区地域協議会への進捗報告 ○地元町内会への進捗報告（文書配布）
7月	○保護者説明会の開催 【なおえつ保育園】 ・民間移管に関する経緯や今後の予定等について説明 ・移管先事業者の紹介及び移管後の園運営の方針案を説明 ○第2回関係者調整会議開催 【なおえつ保育園】 ・移管先事業者が提示した移管後の運営や保育内容等の案について協議 ・移管後の運営や保育内容等の案について、保護者アンケートを実施し、意見を集約することとした。
10月	○保護者アンケートの実施 ・移管先事業者が提示した移管後の運営や保育内容等の案について
11月	○保護者会役員との意見交換 ・保護者アンケートの結果を基に運営内容等について意見交換を実施
12月	○直江津区地域協議会への進捗報告

### 3 今後の予定

年 度	月	内 容
令和 2 年度	12 月	①地元町内会への進捗報告（文書配布） ②第 3 回関係者調整会議開催 【なおえつ保育園】 ・移管後の運営・保育内容等の案について協議
	2 月	③ 第 4 回関係者調整会議の開催 ④ 保護者説明会の開催 ⑤ 「 <u>上越市立なおえつ保育園</u> 」の廃止に伴う地域協議会への諮問
令和 3 年度	通年	① 移管先事業者との合同・引継保育の実施（1 年間） ② 保護者説明会の開催 ③ 地域協議会及び地元町内会への進捗報告
	12 月	④ 市議会に「上越市立なおえつ保育園」の廃止に伴う条例改正の議案提出
令和 4 年度	4 月	① 民間移管（令和 4 年 4 月 1 日）
	12 月	② 民間移管後のアンケート調査の実施（令和 5 年度に 2 回目）

※令和 3 年度以降も必要に応じて関係者調整会議を開催する。

※民間移管後 3 年目（令和 6 年度）に福祉サービス第三者機関の評価を受ける。

#### ※参考

##### 【移管先事業者】

園 名	移管先事業者名
つちはし保育園	社会福祉法人 みんなでいきる
春日保育園	社会福祉法人 上越妙高福祉会
なおえつ保育園	株式会社 リポーン
さんわ保育園	社会福祉法人 上越あたご福祉会

##### 【合同・引継保育】

(目的)

- ・児童の情緒安定を第一に考え、環境の変化に配慮しながら児童一人ひとりの育ちに寄り添い個性を理解するよう努める。また、保護者の思いを受け止め、信頼関係を築く。
- ・民間移管後の令和 4 年 4 月 1 日から安全・安心な保育園運営を確実に実施することや、公立保育園の保育内容や行事を引継ぐため、移管前の 1 年間、合同・引継保育を実施する。

(実施方法)

- ・令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの 1 年間、移管先事業者から園長予定者、主任保育士、保育士及び調理員が移管園に出向し、公立保育園の職員と共に保育・調理業務を行う。

(出向人数) 1 園当たり

- ・園長予定者 1 人・・・園運営全般に関する引継ぎを受ける。
- ・主任保育士 1 人・・・担任としてクラス運営を行いつつ、日常の保育や行事の引継ぎを受ける。
- ・保育士 4 人・・・担任としてクラス運営を行いつつ、日常の保育や行事の引継ぎを受ける。
- ・調理員 2 人・・・給食提供業務全般に関する引継ぎを受ける。

## 地域協議会会長会議 次第

と き 令和2年11月25日(水)  
午後2時から

ところ 直江津学びの交流館  
イベントホール

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 講話「これからのまちづくりと地域自治」(上越市副市長 野澤 朗)

### 4 意見交換

- \* 3グループに分かれての意見交換
- \* 意見交換終了後、その内容を全体へ報告

### 5 連絡事項

(1) 令和3年度 地域活動支援事業について … 資料1

### 6 閉会

## 令和3年度地域活動支援事業について（案）

※令和3年度の地域活動支援事業の概要は、令和2年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、令和3年市議会3月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、内容について変更となる場合がある。

<b>1 趣旨</b> (1) 目的 (2) 運用方針 (3) 審査 <b>2 各区への配分額</b> (1) 総事業費 (2) 配分額 (3) 残額の取扱い <b>3 今後の主なスケジュール</b>	<b>4 事業の概要</b> (1) 実施方法 (2) 対象事業 (3) 対象経費 (4) 補助率・限度額の設定 <b>5 事業の実施手順等</b> (1) 採択方針の取扱い (2) 事業提案書の受付 (3) 提案事業の審査 (4) 事業の紹介・公表
--	--

### 1 趣旨

#### (1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであり、また、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みでもあることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

#### (2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

#### (3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割に適う活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

### 2 各区への配分額

#### (1) 総事業費

1億8,000万円

## (2) 配分額

均等割 1 億 2,600 万円 (450 万円×28 区) + 人口割 5,400 万円 (均等割 7 : 人口割 3)

※各区の配分額については 2 月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

## (3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

## 3 今後の主なスケジュール

～2月中旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2月中旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
2月下旬～	新年度の募集に向けた相談の受付 (たより周知・説明会・個別相談)
4月1日～	事業の募集開始 (募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

## 4 事業の概要

### (1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
  - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
  - ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体 (政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

### (2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。  
ただし、次のものは対象外とする。
  - ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
  - ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
  - ・ 公序良俗に反する事業
  - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
  - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
  - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

### (3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。  
ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
  - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費 (提出資料のコピー代や郵送代、等)

- ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
- ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
- ・会議の時のお茶代・菓子代
- ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
- ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

#### （４）補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切に、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助率は10/10以内とする。
- ただし、補助率の設定及び上下限の設定は、各地域協議会による地域の実情を踏まえた判断に委ねることとする。

### 5 事業の実施手順等

#### （１）採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
  - ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
  - ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

#### （２）事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに提出する（新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、郵送（消印有効）での手続きも可能）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付の際に確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

#### （３）提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認

視点	内容	審査の方法
ウ) 共通審査  ※具体的な項目は下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの  ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数をつけなくともよい。	項目ごとに配点し、採点

#### <共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li> <li>・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。</li> <li>・全市的な方向性と合致しているか。</li> <li>・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。</li> </ul>
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。</li> <li>・地域の実情や住民要望に対応したものか。</li> <li>・緊急性の高い提案事業であるか。</li> <li>・ほかの方法で代替できないものであるか。</li> <li>・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。</li> </ul>
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li> <li>・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li> <li>・資金調達の規模や時期に無理はないか。</li> </ul>
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li> </ul>
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li> <li>・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。</li> <li>・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。</li> </ul>

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
  - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
  - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
  - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

#### (4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、広く市民に公表する（各区での成果報告会等の開催、事例集や市ホームページでの周知等）。



「直江津のまちづくりを話し合う会」の実施について（案）

1 目的

地域住民の地域への思いや課題等について、地域協議会委員と意見交換を行うことで、「直江津のまちづくり」に関心を持っていただくと共に、地域課題等を共有する。

2 対象者

- ・地域住民 20～30人程度を想定
- ・地域協議会委員 18人

3 開催日時

令和3年2月下旬 土曜の午前または平日の夜 2時間程度

4 会場

レインボーセンター 多目的ホール及び第三会議室

5 内容

- ・全体会とグループ討議（1グループ10人程度）
- ・テーマは「直江津のまちづくり」

6 周知及び申込方法

- ・「地域協議会だより」の全戸チラシ配布（広報上越1月25日発行と一緒に）
- ・委員からも町内等へのお声がけを行う。  
開催日一週間前までの事前申し込み（事務局へ電話、FAX、メール等）を基本とするが、当日参加も可能とする。
- ・報道機関に情報提供を行い、直江津に関心のある市民に広く呼び掛ける。

7 その他

- ・地域活動支援事業を活用している団体や活用を考えている団体とは、来年度の地域活動支援事業の説明会と兼ねて意見交換会を行う。（3月中旬を予定）

## 地域の課題について

## ■ R2. 11. 10 直江津地区 R2. 12. 8 五智地区町内会長との意見交換会から

テーマ	主な意見
暮らし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会役員の担い手不足が課題。</li> <li>・アパート入居者との交流がない。</li> <li>・町内会の財政が厳しい。町内会に協力的でない人がいる。</li> <li>・子どもや若者が少なく、祭りの参加が難しくなってくる。</li> <li>・祭り中止などによりコミュニケーションの希薄化がすすむ。</li> </ul>
高齢化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者世帯が増加している。</li> <li>・災害時の避難支援や、日常的な見守り活動が課題。</li> <li>・防災意識が希薄で訓練の参加者が少ない。</li> <li>・スーパーがなく買い物が不便。</li> <li>・町内の深い水路の土砂さらいや、資源ごみのカゴを設置するのが負担になってきている。</li> </ul>
空き家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らし高齢者が施設に入所し空き家になるケースがある。</li> <li>・空地が増加し雑草が繁殖し対応に苦慮している。</li> <li>・所有者不明、危険な空き家が増加している。</li> <li>・空き家、空き地を活用できないか。</li> </ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅の狭い歩道の除雪を町内会で対応しなければならず大変。</li> <li>・市道の停止線が消えていて危険な場所がある。</li> <li>・国府二丁目のため池の今後のあり方が課題。</li> <li>・海岸線の側溝に砂が堆積している。</li> <li>・道路の排水が悪い場所があり困っている。</li> <li>・五智の蓮池公園の蓮の花が咲かない。</li> <li>・フィッシングセンターの活性化。</li> <li>・岩殿山明静院への道が狭く消防車も入れない。雨水の問題。</li> </ul>
歴史	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺には古い石碑が多数あるので、後世に残したい。</li> </ul>

## 【参考】◎地域協議会委員から出された直江津区の課題・テーマなど（R2. 9. 15）

「若い人が頑張れるようなまちづくり」「まちの活性化」  
「暮らしやすさ・長く住み続けられるまちの姿」  
「公の施設の再配置計画」「地域活動支援事業採択方針の項目ごとの課題検証」  
「上越市第6次総合計画や都市再生整備計画の事後評価について直江津区住民の目線で課題をとらえる」「通学路の安全対策」「雁木の整備、段差解消」  
「裏道の除雪」「空地・空き家対策」「災害時の避難経路の安全確保」  
「国分寺や鏡池など歴史資産の活用」「五智歴史の里会館の有効活用」  
「若い人が少ない」「少子高齢化」「団体役員の担い手不足」  
「まちづくり団体の高齢化」